

議案第八十三号

港区個人情報保護条例及び港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年十一月二十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区個人情報保護条例及び港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例

(港区個人情報保護条例の一部改正)

第一条 港区個人情報保護条例(平成四年港区条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第九項」に改める。

(港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部改正)

第二条 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成二十七年

港区条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第九項」に改める。

第六条第三項及び第十五条第二項中「第十九条第十五号」を「第十九条第十六号」に改める。

第十五条の二第一項中「第十九条第十号」を「第十九条第十一号」に改める。

第二十四条第三項中「総務大臣及び法第十九条第七号」を「内閣総理大臣及び法第十九条第八号」に、「第十九条第八号」を「第十九条第九号」に改める。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定(港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例第二条第五号の改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。

(説明)

デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部改正並びにデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)の

施行による独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の廃止及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。